

優良住宅部品認定基準「暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）」等を改正しました

2026年4月15日

一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングは、優良住宅部品認定基準（以下「BL認定基準」という。）「暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）」他 19 品目の改正を行い、2026 年 4 月 15 日付で公表・施行しました。

- ①「暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）」においては、2001 年に認定基準等を制定しましたが、当時は衣類乾燥機自体の需要が低く、2010 年から認定を休止していました。近年、家庭においても、家事負担軽減などの観点から、高温水で乾燥させることで、乾燥時間の短縮、生乾き臭の軽減などが可能な衣類乾燥機が求められていることから、ガス式に比べて設置にかかる制約が少なく、後付け設置や狭所・高層階への設置も可能である温水式の衣類乾燥機の要件を追加する見直しを行い、家事及び労働の負担軽減に寄与する特長を有する社会貢献優良住宅部品（BL-bs 部品）として認定できるよう、改めて制定しました。
- ②「太陽熱利用システム」においては、熱と電気を同時につくることで光熱費を削減でき、屋根面積を最大限に活かしながら自家消費型エネルギーへの転換を進められる PVT パネルを、空気集熱型の構成部品のバリエーションとして追加しました。
- ③「玄関ドア」他 17 品目においては、引用 JIS 格及び引用 JAS 規格改正に伴う改正を行いました。

今回の改正に合わせ、『優良住宅部品（BL 部品）ガイドブック』も更新しましたので、ぜひご活用ください。

<https://www.cbl.or.jp/blsys/guide/index>



1 暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）

1) 暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）の基準見直し

温水式の衣類乾燥機については、2001 年に認定基準等を制定しましたが、当時は衣類乾燥機自体の需要が低く、2010 年から認定を休止していました。近年、家庭においても、家事負担軽減などの観点から、高温水で乾燥させることで、乾燥時間の短縮、生乾き臭の軽減などが可能な衣類乾燥機が求められていることから、ガス式に比べて設置にかかる制約が少なく後付け設置や狭所・高層階への設置も可能である温水式の衣類乾燥機の要件を追加する見直しを行い、改めて制定しました。

(1) 適用範囲について

熱源機より循環供給された温水を、ケーシング内のコイル等で熱交換し、内蔵されたファンを用いて衣類乾燥を行う衣類乾燥機で、住宅に設置されるものを認定の対象とします。より良い社会の実現に寄与する特長（新たな社会的要請への対応に寄与する特長「家事及び労働の負担軽減に寄与する特長」）を有するものに適用することとしました。

(2) 用語の定義について

本基準で用いる用語は、優良住宅部品認定基準「暖・冷房システム」および「暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）」の用語の定義に準拠することとし、「風圧式シャッター」および「電動シャッター」の

用語の定義を新たに追加しました。

(3) 部品の構成について

「風圧式シャッター」をセットフリー部品 (○) *¹、「電動シャッター」および「換気設備までの標準配線」を選択構成部品 (△) *²として追加しました。

* 1 セットフリー部品 (○) : 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

* 2 選択構成部品 (△) : 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

(4) 乾燥性能について

乾燥性能における試験方法について、模擬洗濯物の仕様、試験布使用回数の条件、試験布基準質量の測定条件、試験体の前処理方法、試験方法の詳細について見直しを行い、変更しました。

(5) 運転騒音について

運転騒音における「騒音試験」について、引用 JIS 規格を JIS A 4007 (ファンコンベクタ) から JIS C 9608 (回転ドラム式電気衣類乾燥機) に変更しました。

(6) 電気性能について

電気性能における「絶縁抵抗試験」及び「絶縁耐力試験」について、第三者性を有する試験機関等において実施することとしました。

(7) 通水抵抗 (損失水頭) に関する試験方法及び温水閉止性能について

通水抵抗 (損失水頭) に関する試験方法及び温水閉止性能について、「暖・冷房システム (浴室暖房乾燥機)」と整合し、BLT-HS/B-b-606「通水抵抗 (損失水頭) 試験」から JIS A 4007 (ファンコンベクタ) に変更しました。

(8) 使用時の安全性及び保安性の確保について

閉じ込め防止の観点から、開口寸法が 150mm 以上で、かつドラム容量が 50 リットル以上の前面開放扉付き機器については、誤って人が閉じ込められた場合を想定し、70N の力で内側から扉を開けられる構造であること、さらに誤操作防止機能を備えていることを要件としました。

(9) 適切な品質保証の実施について

無償修理保証の対象および期間、免責事項について、「暖・冷房システム (浴室暖房乾燥機)」に準じて設定し、熱交換器に係る瑕疵は 3 年、その外の部分又は機能に係る瑕疵は 2 年としました。

(10) 適切な施工の担保について

適切なインターフェイスの設定及び適切な施工方法・納まり等の確保について、「暖・冷房システム (浴室暖房乾燥機)」に準じて設定しました。

(11) 情報の提供に係る要求事項について

基本性能に関する情報提供及び使用に関する情報提供について、「暖・冷房システム (浴室暖房乾燥機)」に準じて設定しました。

2) JIS 規格改正に伴う基準改正

1.1 機能の確保における消費電力 (消費電力試験)、1.2 安全性の確保における、電気性能 (絶縁抵抗、耐電圧)、気密性・耐圧性、各部の温度上昇について、引用 JIS 規格 (JIS A 4007) を最新版に更新しました。

2 太陽熱利用システム

1) PVT (Photovoltaic and Thermal) パネルの基準追加

熱と電気を同時につくることで光熱費を削減でき、屋根面積を最大限に活かしながら自家消費型エネルギーへの転換を進められる PVT パネルを、空気集熱型の構成部品のバリエーションとして追加しました。

(1) 用語の定義について

「PVT パネル」、「太陽光発電システム」、「太陽電池モジュール」、「動力補助用太陽電池モジュール」、「接続箱」、「パワーコンディショナ」、「マイクロインバータ」、「太陽光発電用分電盤」、「電力量計」、「リチウムイオン蓄電池」、「発電量モニタ」の用語の定義を新たに追加しました。

(2) 部品の構成について

「太陽電池モジュール」、「接続箱」、「パワーコンディショナ又はマイクロインバータ」、「太陽光発電用分電盤」、「電力量計」は必須構成部品 (●) *³とし、「PVT パネル」、「リチウムイオン蓄電池」、「発電量モニタ」は選択構成部品 (△) として追加しました。

また、「太陽電池モジュール」について、熱源部に用いる太陽電池モジュールと太陽光発電システムで用いる太陽電池モジュールは使用目的が異なるため、熱源部に用いる太陽電池モジュールの名称を「動力補助用太陽電池モジュール」に変更し、実態調査に基づき構成の別を選択構成部品 (△) から構成の別なし (—) に変更しました。

* 3 必須構成部品 (●) : 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

(3) 施工の範囲について

太陽光発電システムに係る建物等への設置、緊結及び電気配線工事の内容を追加しました。

(4) 集熱性能について

PVT パネルの日集熱効率を追加し、JIS A 4112 : 2020 (太陽熱集熱器) の性能と同等の 10% 以上としました。

(5) 「太陽電池モジュール」及び「パワーコンディショナ及びマイクロインバータ」の性能について

「太陽電池モジュール」は、JPEA 代行申請センターの太陽光パネルの型式登録の「A 登録」の取得、「パワーコンディショナ及びマイクロインバータ」は、一般財団法人電気安全環境研究所の「低圧系統連系保護装置等認証」を取得することとしました。

(6) 無償修理保証の対象及び期間について

「太陽電池モジュール」、「パワーコンディショナ又はマイクロインバータ」の無償修理保証の対象及び期間は 10 年としました。

また、住宅部品本体以外の不具合に関する免責事項について、「関連する設備機器」を追加し、配線ケーブルの不具合等による当該住宅部品の不具合も免責となるよう変更しました。

(7) 有資格者による施工について

太陽光発電システムに係る施工は、太陽電池モジュールの製造メーカー等が提供する施工研修を修了した技術者に発行される施工 ID を取得した者が行うこととしました。

(8) 適切なインターフェイスの設定について

電気配線の接続位置について、設計図書に記載することとしました。

(9) 適切な施工方法・収まり等の確保について

PVT パネルを構成部品とする場合は、太陽光発電システムの電気配線工事を施工の範囲とし、取付け後の検査に太陽光発電システムの運転確認を含むことを追加しました。

(10) 基本性能に関する情報提供について

熱源部と太陽光発電に関する情報提供内容に分け、熱源部の設置条件に「風荷重に対する安全確保要件を含む」ことを明記しました。太陽光発電については、「太陽電池モジュール」及び「パワーコンディショナ及びマイクロインバータ」について、基本性能に関する情報提供を行うこととしました。

3 玄関ドア、改修用玄関ドア

1) JIS 規格等の改正に伴う基準改正*⁴

最新版の引用 JIS 規格(JIS H 8602)及び引用 JAS 規格(JAS 1083「製材」、JAS 1152「集成材」、JAS 0701「単板積層材」、JAS 0233「合板」)へ更新しました。

*⁴ 改修用玄関ドアは引用 JIS 規格の改正のみ

4 宅配ボックス、郵便受箱

1) JIS 規格改正に伴う基準改正*⁵

最新版の引用 JIS 規格(JIS G 3131、JIS H 8602)へ更新しました。

*⁵ 郵便受箱は JIS G 3131 の引用なし

5 プレスドア専用改修用扉

1) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格(JIS G 3131、JIS H 8602、JIS A 5756)へ更新しました。

6 サッシ、改修用サッシ

1) JIS 規格等の改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格(JIS H 8602、JIS A 5756)及び引用 JAS 規格(JAS 1083「製材」、JAS 1152「集成材」、JAS 0701「単板積層材」)へ更新しました。

7 内窓

1) JIS 規格等の改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格(JIS H 8602、JIS G 3131、JIS H 4040、JIS R 3205、JIS R 3206、JIS R 3221、JIS A 5756)及び引用 JAS 規格(JAS 1083「製材」、JAS 1152「集成材」、JAS 0701「単板積層材」)へ更新しました。

8 サッシ(天窓)

1) JIS 規格等の改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格(JIS H 8602、JIS R 3206)及び引用 JAS 規格(JAS 1083「製材」、JAS 1152

「集成材」、JAS 0701「単板積層材」)へ更新しました。

9 面格子

1) JIS 規格改正に伴う改正

最新版の引用 JIS 規格(JIS G 3466、JIS G 3444、JIS H 8602)へ更新しました。

10 墜落防止手すり、隔板

1) JIS 規格改正に伴う改正*⁶

最新版の引用 JIS 規格((JIS G 3466、JIS G 3444、JIS G 3445、JIS R 3205)へ更新しました。

*⁶ 隔板は JIS R 3205 の引用なし

11 窓用シャッター

1) JIS 規格改正に伴う改正

最新版の引用 JIS 規格(JIS G 3444、JIS G 4303、JIS H 8602)へ更新しました。

12 内装床ユニット、天井ユニット、断熱改修用内装パネルユニット

1) JIS 規格等の改正に伴う改正*⁷

最新版の引用 JIS 規格(JIS H 8602)及び引用 JAS 規格 (JAS 1083「製材」、JAS 1152「集成材」、JAS 0701「単板積層材」、JAS 0233「合板」)へ更新しました。

*⁷ 断熱改修用内装パネルユニットは JAS 規格の改正のみ

13 融雪システム

1) JIS 規格改正に伴う改正

最新版の引用 JIS 規格(JIS S 3031)へ更新しました。

14 テレビ共同受信機器(光伝送)

1) JIS 規格改正に伴う改正

最新版の引用 JIS 規格(JIS C 6802)へ更新しました。

以上